

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループが、持続的な成長、発展を遂げ、社会的責任をはたしながら、より豊かな車社会の実現に貢献していくためには、株主やお客様をはじめ、従業員、お取引先、また、地域社会からの信頼をより一層高めることが必要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとしております。

当社グループでは、コンプライアンス経営をかねて、変化の激しい経営環境のなか、経営の意思決定において、迅速かつ正確に行われる体制の整備を図るとともに、経営に対するチェック体制の強化に努めております。

また、株主や投資家の皆様に対しましては、会社の財政状態及び経営成績や経営政策の迅速かつ正確な公表または開示を基本とし、今後も企業の透明性を高めて行く所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤 國春	1,683,000	34.77
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	225,000	4.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	225,000	4.64
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社	225,000	4.64
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	150,000	3.09
東葛ホールディングス従業員持株会	138,000	2.85
石塚 俊之	107,000	2.21
松下 吉孝	107,000	2.21
林 未香	105,000	2.16
稲田 麻衣子	105,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と内部監査室とは、事業年度内の内部監査計画の協議、内部監査結果及び指摘・提言事項等についての意見交換などを行い、常に連携を図っております。また、会計監査人とも四半期毎に監査についての報告および説明を受けるとともに、意見交換などを行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 裕一	公認会計士													
熊澤 亮輔	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 裕一	○	――	公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげている等豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しております。 また、当社との間において特別の利害関係はなく「上場管理等に関するガイドライン3 5.(3)の2」で規定する事由に該当しないため、独立性が高い立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれもないと判断し、独立役員に指定しております。
熊澤 亮輔		――	会計事務所の所長、各団体の監事、理事等としての豊かな経験と税務等の高い専門知識を有していることから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、従来の役員退職慰労金制度に代わる制度として株式報酬型ストックオプションを導入し、取締役に対して新株予約権を付与しております。また、取締役及び監査役へのインセンティブの付与として役員賞与制度を採用しており、その支給については、健全経営を行う上で必要となる内部留保を考慮し、取締役については取締役会、監査役については監査役会のそれぞれ協議を経て支給をしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長年に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社及び連結子会社の取締役にに対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。
平成28年3月期は取締役5名に対して18個、連結子会社の取締役1名に対して1個付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書のなかで、取締役、監査役、社外役員の別に支給人員、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに報酬の限度額を記載しております。
平成28年3月期
取締役5名 総額21,674千円(報酬16,800千円 役員賞与500千円 ストックオプション4,374千円)
監査役2名 総額6,340千円(報酬6,240千円 役員賞与100千円)
社外役員2名 総額1,800千円(報酬1,800千円)
上記のうち取締役の総額には平成28年1月8日をもって辞任により退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

報酬限度額(役員賞与を含む年額)
取締役 200,000千円(平成20年6月26日付 定時株主総会決議による)
監査役 100,000千円(平成20年6月26日付 定時株主総会決議による)

ストック・オプション報酬限度額
取締役 100,000千円(平成23年6月27日付 定時株主総会決議による)

上記のほかに下記の支給があります。

連結子会社である株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役3名に対し29,805千円の報酬等を同社より支給しております。この報酬等の額には取締役の異動により兼務を外れた取締役の報酬等の額が含まれております。

連結子会社である株式会社ディーエスシーに兼務している取締役2名に対し36,750千円の報酬等を同社より支給しております。この報酬等の額には取締役の異動により兼務を外れた取締役の報酬等の額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対してサポートする専任の部署は設置しておりませんが、必要に応じて管理部で対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、代表取締役2名、常務取締役1名、取締役1名、常勤監査役のほか必要に応じて社外監査役2名が出席いたします。毎月1回の通常取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、必要に応じ、関係部署の担当者等の出席を求め、報告を受け、あるいは意見聴取を行うなど、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えるよう、よりチェック機能を高めるべく努め、運用しております。また、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士及び税理士等の意見を求めています。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役1名、社外監査役2名の合計4名で構成されております。常勤監査役は毎回、社外監査役も状況に応じて取締役会へ出席しており、必要に応じて意見を述べ現状と問題点を正確に把握するとともに、取締役の職務の執行状況についてチェックしております。

内部監査室は、室長1名のほか監査補佐として3名の合計4名で構成されており、内部監査規程に従い定期的に業務監査を行い、当社グループ内の各部における所管業務が法令等の遵守及びリスク管理等に関して、適正かつ有効に運用され、業務の一層の効率化を図れているか調査・指導しております。

会計監査は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結し、年間監査計画に基づき、会計監査及び内部統制監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置付け、必要に応じて関係部署の担当者等の出席を求め、報告あるいは意見聴取を行い、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えています。常勤監査役は毎回、社外監査役も必要に応じて取締役会へ出席しており、適宜意見を述べ現状と問題点を正確に把握するとともに、取締役の職務の執行状況をチェックしており、経営監視機能としては十分に機能する体制が整っていると考えております。また、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士及び税理士等の意見を求めている、適切な業務執行に支障がないと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を回避した日程で株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内に【ライブラリー】の項目を設け、有価証券報告書、決算短信、事業報告、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内にIR担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成20年3月開催の取締役会において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針を制定しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ、平成27年5月開催の取締役会において基本方針を一部改定しております。改定後の内容は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。
- (2)当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めていきます。
- (3)違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。
- (4)社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- (2)当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。
- (3)当社の管理部門が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。
- (2)当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- (3)当社グループは、取締役会を、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。
- (4)当社グループは、取締役、常勤監査役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。
- (2)子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。
- (3)当社は定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
- (4)当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

7. 監査役を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役の承認を得るものとします。
- (2)監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

- 1)当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- 2)その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役と社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催します。
- (2)監査役は、内部監査室との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとします。
- (3)監査役が、必要に応じ外部専門家(弁護士・公認会計士等)に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評

価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

13. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とします。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

当社グループは、警察及び顧問弁護士との連携のほか、千葉県暴力団追放県民会議及び千葉県企業防衛協議会に参加し、平素より情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを情報管理主管責任者である管理本部長を中心に検討し、開示が必要な事項については迅速に開示を行うことを原則としております。また、上記会議には常勤監査役が出席し、さらに、必要に応じて社外監査役、公認会計士及び顧問弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに 情報管理主管責任者に内容を連絡し、確認を行うとともに、臨時取締役会に報告し、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要な事項については迅速に開示を行うことを原則としております。また、必要に応じて監査役、公認会計士及び顧問弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受けております。最終的に決算取締役会において承認された決算財務数値を決算情報として当日開示を行っております。なお、当該取締役会には常勤監査役が出席しております。

(参考資料：模式図)

